

広島県教育委員会教育長告示第二号

広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）別表の規定により、広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県教育委員会教育長告示第五号（広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範囲の設定）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

一 条例別表第一備考三に規定する大アリーナの利用に係る利用料金の範囲

区		分		使用時間及び単位	利用料金の範囲
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料有料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	一五六、六〇〇円以内
				午後五時から午後九時まで一時間までごとに	一三〇、五〇〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	一五六、六〇〇円以内
				午後五時から午後九時まで一時間までごとに	一三〇、五〇〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	一五六、六〇〇円以内
				午後五時から午後九時まで一時間までごとに	一三〇、五〇〇円以内
	入場料無料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	三二、三〇〇円以内
				午後五時から午後九時まで一時間までごとに	六四、五〇〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	七七、四〇〇円以内
				午後五時から午後九時まで一時間までごとに	二一、五〇〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	四三、〇〇〇円以内
				午後五時から午後九時まで一時間までごとに	五一、六〇〇円以内
入場料無料の場合	午後九時から午後五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後九時から午後五時まで一時間までごとに	四、七〇〇円以内	
			午後五時から午後九時まで一時間までごとに	九、四〇〇円以内	

	入場料無料の場合 で四分の三に区分 して使用する場合	午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに 午前九時から午後 五時まで一時間ま でごとに 午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに 午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	一、三〇〇円以内 三、五〇〇円以内 七、〇〇〇円以内 八、五〇〇円以内
	入場料無料の場合 で二分の一に区分 して使用する場合	午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに 午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに 午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	四、七〇〇円以内 五、六〇〇円以内
	入場料無料の場合 で四分の一に区分 して使用する場合	午後九時から午後 五時まで一時間ま でごとに 午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに 午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	一、一〇〇円以内 二、三〇〇円以内 二、八〇〇円以内

二 二 条例別表第二備考三に規定する小アリーナの利用に係る利用料金の範囲

区	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	入場料無料の場合	入場料有料の場合	使用時間及び単位	利用料金の範囲
		入場料無料の場合		午前九時から午後 五時まで一時間ま でごとに 午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに 午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	二〇、八〇〇円以内 四一、七〇〇円以内 五〇、〇〇〇円以内
		入場料無料の場合		午前九時から午後 五時まで一時間ま でごとに 午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	一〇、四〇〇円以内
		入場料無料の場合		午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	二〇、八〇〇円以内

入場料無料の場合 で四分の一に区分 して使用する場合		午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	一、一〇〇円以内
午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後五時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午後 五時まで一時間ま でごとに	一、三〇〇円以内
午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後五時から午後 五時まで一時間ま でごとに	三〇〇円以内
午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	五七〇円以内
午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	六九〇円以内

四 条例別表第四備考三に規定する弓道場の利用に係る利用料金の範囲

専用使用の場合		区分		使用時間及び単位		利用料金の範囲	
入場料無料の場合		入場料有料の場合		午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに		六、三〇〇円以内	
入場料無料の場合 で二分の一に区分 して使用する場合		入場料無料の場合		午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに		七、五〇〇円以内	
午後九時から午後 五時まで一時間ま でごとに		午後九時から午後 五時まで一時間ま でごとに		午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに		一、五〇〇円以内	
午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに		午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに		午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに		一、八〇〇円以内	
午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに		午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに		午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに		三六〇円以内	
午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに		午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに		午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに		七〇〇円以内	
午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに		午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに		午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに		九〇〇円以内	

五 条例別表第五に規定する健康体力相談室の個人使用に係る利用料金の範囲

コース名	全身持久力コース	利用者区分	小学校児童、中学 校生徒及び高等学 校生徒	単位	一人一回 につき	利用料金の範囲	一、八〇〇円以内
	筋力コース		右に掲げる者以外 の者であって満一 五歳以上のもの		一人一回 につき		三、四〇〇円以内
基礎競技力コース	小学校児童、中学 校生徒及び高等学 校生徒	右に掲げる者以外 の者であって満一 五歳以上のもの	一人一回 につき	一人一回 につき	八四〇円以内	四三〇円以内	三、四〇〇円以内

六 条例別表第五備考二に規定するプール、トレーニングルーム及び健康体力相談室の利用に係る利用料金の範囲

プール	専用使用の場合	区分	専用使用でない場合	一コースにつき	午前九時から午後 五時まで一時間ま でごとに	三、七〇〇円以内
					午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	七、三〇〇円以内
トレーニング ルーム	専用使用の場合	専用使用でない場合	一コースにつき	午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	八、八〇〇円以内	
				午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	五二〇円以内	
				午前九時から午後 五時まで一時間ま でごとに	一、一〇〇円以内	
				午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	三、七〇〇円以内	

七 条例別表第七に規定する駐車場の利用料金の範囲

回数券	区分及び単位 一台につき三〇分を超える場合、 を超える時間三〇分 までごとに	利用料金の範囲			健康体力 相談室	
					専用使用の場合	
			午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	七、三〇〇円以内		
			午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	八、八〇〇円以内		
			午前九時から午後 五時まで一時間ま でごとに	二、六〇〇円以内		
			午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	五、二〇〇円以内		
			午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	六、三〇〇円以内		